

令和5年11月16日

総務部人事課内部統制室

内線 2152

直通 092-643-3082

担当 大谷、木下

職員の処分について

本日付で、下記のとおり職員の処分を行いましたので、お知らせします。

記

第一

1 当事者

(1) 被処分者

- ① 所属部 県土整備部（出先）
- ② 職 級 一般職員（技術主査）
- ③ 年 齢 45歳（男）

(2) 事実の概要

被処分者は、令和4年11月24日（木）午前7時45分頃、職場でアルコールチェックを行い、基準値を超える測定値（0.36mg/l）が検出された。

当該職員は、アルコールチェックを行う前に自家用車で通勤していたため、警察の任意捜査後、道路交通法違反（酒気帯び運転）の容疑で送致され、令和5年9月6日（水）に不起訴処分となった。

(3) 処分内容

停職3月

2 その他関係職員

(1) 被処分者

- ① 所属部 県土整備部（出先）
- ② 職 級 課長補佐級
- ③ 年 齢 52歳（女）

(2) 事実の概要

被処分者は、上記1の行為について把握後、速やかに上司に報告しなかったことにより、所内での事態の把握及び警察への通報が遅れた。

(3) 処分内容

戒 告

第二

1 当事者

(1) 被処分者

- ① 所属部 企画・地域振興部（本庁）
- ② 職 級 一般職員（主任主事）
- ③ 年 齢 30歳（女）

(2) 事実の概要

被処分者は、県に事務局を置く任意団体の会計事務に従事していた際に、物品購入のため資金前渡を受けた現金の精算手続きを怠り、また、事業者から物品を購入したときに受領した領収書を紛失したため、この領収書を偽造した。

さらに、領収書の偽造が判明するまで残金（7,058円）を返納していなかった。

(3) 処分内容

減給10分の1 2月